

第65回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成27年3月25日（水曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	石黒 永剛
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	加 藤 逸 生
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	横 山 芳 己	商工観光課長	高 見 寛 治
	建 設 課 長	鎌 内 正 至	上下水道課長	上 野 耕 作
	生涯学習課長	平 井 隆 樹	天文台公園長	和 田 進
	上月支所長	中 石 嘉 勝	南光支所長	小 野 功 記
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	船 曳 寛
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 4 号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について（委員長報告）
- 日程第 2. 議案第 12 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 3. 議案第 13 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4. 議案第 14 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5. 議案第 17 号 佐用町教育研究所条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 6. 議案第 18 号 佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 7. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて（委員長報告）
- 日程第 8. 議案第 8 号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第 9. 議案第 20 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 10. 議案第 21 号 佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 11. 議案第 22 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 12. 議案第 23 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 13. 議案第 24 号 佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 14. 議案第 25 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 26 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 28 号 佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 29 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 42 号 平成 27 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 43 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 44 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 45 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 46 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 47 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 48 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員

- 長報告)
- 日程第 25. 議案第 49 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 26. 議案第 50 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 27. 議案第 51 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 28. 議案第 52 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 29. 議案第 53 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 30. 議案第 54 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 31. 議案第 55 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 32. 議案第 56 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 33. 議案第 57 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 34. 請願第 1 号 米価対策の意見書を求める請願 (委員長報告)
- 日程第 35. 請願第 2 号 T P P 交渉に関する請願 (委員長報告)
- 日程第 36. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 37. 議員派遣について

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長 (石黒永剛君) おはようございます。

3 月 4 日に開会しました、第 65 回定例会も、本日最終日を迎えました。

議員各位には、早朝よりおそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に西岡 正君から発言の申し出がありましたので、許可いたします。西岡正君。

12 番 (西岡 正君) 過日の議員報酬の件の内容でありますけれども、私の賛成討論の中で、例えば話を申し上げたんですが、市だからといって最低 26 万円、町だからといって十数万円ということに書いてあるんですけども、きちりと明記して数字を入れたほうがいいということで、市ということで、34 万 6,000 円。これは宍粟市のことを例に挙げたんですけども、町だから 25 万円というのは、これは佐用町のことで、ですから、26 万円、町だから十数万円というのを 34 万 6,000 円、町だから 25 万円ということの訂正をお願いしたと思っております。よろしく申し上げます。

議長 (石黒永剛君) ただ今、西岡 正君から 3 月 13 日における発言について、会議規則第 61 条の規定によりお手元に配付しました発言訂正の申出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 異議なしと認めます。よって、西岡 正君からの発言訂正の申し出を許可することと決定いたしました。
それでは、日程に入ります。

-
- 日程第 1．議案第 4 号 姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について（委員長報告）
日程第 2．議案第 12 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 3．議案第 13 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4．議案第 14 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 5．議案第 17 号 佐用町教育研究所条例の制定について（委員長報告）
日程第 6．議案第 18 号 佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 日程第 1 から日程第 6 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についてから、日程第 6、議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを、一括議題といたします。

委員長報告を求めます。議案第 4 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号、第 17 号、第 18 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、小林裕和君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） おはようございます。

それでは、第 65 回佐用町議会において総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告いたします。

日時は、平成 27 年 3 月 16 日、午前 9 時 30 分開会で、11 時 4 分に閉会をいたしました。場所は、西館 3 階議員控室です。

出席者は、各委員。当局より、町長、副町長、教育長、総務課長、総務人事室長、企画防災課長、まちづくり企画室長、係長、商工観光課長、商工振興室長、教育委員会教育課長、企画総務室長、教育推進室長、三日月支所長の 14 名と事務局より局長、局長補佐の 2 名であります。

第 65 回定例会に付託された案件は、議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢

都市圏形成に係る連携協約について。それから、議案第 12 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 13 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について。議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について。議案第 17 号、佐用町教育研究所条例の制定について。議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての 6 件であります。

議長、町長の挨拶の後、開会し、審議に入りました。

まず最初、議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約についての追加説明を求め、連携協約の第 1 条、目的。第 2 条、基本方針。第 3 条、協定する事務についての取り組み内容と役割分担を定め、圏域全体の経済成長のけん引。高次の都市機能の集積・強化。圏域全体の生活関連機能サービスの向上等の概略の説明を受け、質疑に入りました。

質疑、佐用町への入込者について、どのように取り組まれるのか。圏域の観光圏が広がり、佐用町もこの広域圏を活用する。

姫新線の利活用は。連携協約の中に、姫新線の取り組みも入っている。

27 年度、特に優先的に取り組む事業は、どの項目を考えているのか。集客イベントの開催 PR、障害福祉サービス等の向上対策、若年者等就労支援事業、再生可能エネルギーの普及促進、広域連携バス等路線網等の維持形成、姫新線の利用促進等を協定の中に盛り込んでいます。

佐用町が受ける 1,500 万円、個々の事業に充当させるのか。個々の事業の交付金ではなく、特別交付税で交付されるということであり、従来から西播磨市町長会、広域行政連携として取り組んでいる事項を、改めて国が示す施策の中で協定を結んで総合的に推進するということである。財源的には、これまで一般財源でしていたものを、交付税の上乗せ分に対して取り組んでいくということです。

質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。採決の結果、全員賛成で、議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約については、原案のとおり可決となりました。

続いて、議案第 12 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

追加説明を求め、技能労務職員の定義について、より具体的に列挙する規定と、笹ヶ丘荘調理員の報酬について、職務内容に見合う適正な報酬を支給するものであるとの説明後、質疑に入りました。

調理員の現行は、どうなのか。

これまで 2 人の正職員でやってきましたが、定年退職となり年齢的に交代していく中で、笹ヶ丘荘の調理人は、一般的な学校給食や保育所の調理員と違って勤務体系も不規則で、土日、夜間勤務もあり、料理の内容についても季節ごとに創意工夫した料理を提供することが重要であり、27 年度からは技能労務職員という正職員採用ではなく、笹ヶ丘荘の調理員として特別な給与の支給方法・条件をつくる必要があります。しかしながら、幾らでも給与を出せるというわけではないので、上限 40 万円を設定し、当分の間は、こういう形にして、その勤務状況、また、調理技能、経済状況等が変われば協議していきます。

また、最初から 40 万円と固定するのではなく、昨年は一般の現業職と同じ 14 万 6,200 円ですから、現状の技量、経験年数等も考慮して、今年上げて、また、1 年後、2 年後と判断し、その上限は 40 万円として今後頑張っていただくこととするものです。

職種を細かく決めたことにより漏れはないのか。佐用町では、漏れはない。

質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。採決の結果、全員賛成で、議案第 12 号、佐

用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決となりました。

続いて、議案第 13 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを報告します。

追加説明を求め、現在、船越から佐用の路線と三日月駅から県立大附属高校のそれぞれ 6 便運行しているコミュニティバスへ通学定期を導入するものです。平成 25 年度の実績では船越線が延べ 4,676 人、テクノ線が 2,573 人で、主に通学利用であり、子育て支援策の一環であります。定期料金は、1 カ月 8,000 円、2 カ月 1 万 6,000 円、3 カ月 2 万 4,000 円、4 カ月 3 万 2,000 円を設定していますとの説明後、質疑に入り、利用する学生は、テクノ線が 6 人、船越線が 3 人。

質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。採決の結果、全員賛成で議案第 13 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決となりました。

続いて議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例についてを報告します。

追加説明を求め、今回の改正は、けんこうの里三日月の業務で、浴室業務を閉鎖するもので、平成 28 年 3 月に予定していましたが、揚水ポンプ等の故障により本年 3 月に繰り上げました。関係集落の自治会長、連合自治会正副会長には 1 月に経過説明、その後、関係する 2 集落については集落説明をし、集落説明での意見の概略が報告されました。

質疑に入り、当局の故障したからため、利用者減、町内利用者が少ないというデータでの説明は、住民をあきらめのムードにさせるものであり、けんこうの里全体の施設としての目的に沿った活用のあり方を検討してもよかったのではないかと答弁として、旧三日月町時代の答申もありますが、利用者を増やすべく PR なり施設の改善をしてきましたが、近隣の類似施設に利用者が流れ、減少していく状況は地元公表すべきと考えた。

温泉施設の故障が決定的な要因であるので、温泉にかわる付加価値をつけた考えで、水道水を利用して継続するなりを考えるべきで廃止ありきの説明会であった。一時休止で検討期間をおくべきではないかと答弁として、説明会では、一番は源泉の問題。それと施設の老朽化の問題を説明させていただき、一般浴としての利用もあるのではとの意見はありましたが、一集落の自治会長さん以外はやむを得ないと認識だったと理解しております。その中で今後の活用については、積極的に自治会も入って検討に加わりたいとの意見である。改築及び維持管理経費を考慮すれば理解を得られていると判断した。今後、施設全体の利活用については、三日月全体で考えていただき、また、検討していかなければならない問題であると理解をしている。

質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論。温泉の供給停止、即、浴場閉鎖は拙速であります。温泉にかわる効用、方策を検討してからでも遅くはない。地元住民への説明は、一方的に閉鎖の方針を示されただけで、施設自体をどう活用するのかの協議をされたというのではなく、休止としてけんこうの里三日月全体の検討をする期間を持つべきであり、本条例改定は反対する。

続いて、賛成討論。本条例は、けんこうの里三日月における業務のうち、浴室のみを閉鎖する条例改正であります。平成 25 年 7 月に源泉地のポンプが故障した時点で、ポンプ交換のみで数年間運用できるとの判断で継続とした。その後、施設の状態を考慮して、平成 28 年 3 月をもって閉鎖する旨、自治会に伝え理解を得ていると考えております。しかしながら、再度、故障した現在、多額の改善費用と正常運転の確約ができない状態であれば、施設利用者の状況と費用対効果を判断し、閉鎖はやむなしと考えます。施設全体の施設利活用は、今後、地域住民との協議の中で考えていくとのことであり、今回の浴室の閉

鎖、やむなしの判断は、妥当と言える。

討論を討ち入り、採決の結果、賛成多数で、議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決となりました。

ここで、10 分間の休憩をとり、10 時 40 分再開いたしました。

再開後、議案第 17 号、佐用町教育研究所条例の制定についての審議に入り、追加説明を求め、現在、運用で実施しているが、法改正等により、その位置づけと役割りを明確にするものである。研究所の体制は、現在も設置された以降も変わらない。運営委員は研究所の係校長、教頭会、小中学校の教員の 7 人体制で、本町の教育のより一層の推進を図りたいとの説明後、質疑に入り、質疑、法改正との説明ですが、必要な教育機関を設置することができる。できる規定が変わったということか。答弁として、変わってはいない。総体的に考えると、教育振興のためにも研究所等を明確にしておくということです。

近隣の状況はどうなのか。条例設置してあるところと、任意設置してあるところがあります。

教育の基本計画、住民に説明されるのか。策定委員会には、住民の方も参加いただいております。策定された段階で、公表をしていきたい。

質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。採決の結果、全員賛成で議案第 17 号、佐用町教育研究所条例の制定については、原案のとおり可決となりました。

続いて議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての報告をいたします。

追加説明を求め、教育長の身分が常勤の特別職になったということに伴う条例の制定で、教育長は、常に自己研さんに励む必要があることから、研修とか、国・県の教育長会議など、職務専念義務の特例を定めるものと説明後、質疑に入り、質疑、義務の免除で研修を受ける場合とあるが、研修も職務に入るのではないかと。研修内容により何日間も不在となることが想定されるため、専念する義務の免除が必要となる。

研修は職務専念していないという規定でよいのか。在勤地を離れて研修するような場合について、職専免というようなものが必要である。研修においてもいろんな種類があり、現在の教育長も、この義務は当然発生しているわけで、身分が変わることから、同じことを制定するということです。

質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし。採決の結果、全員賛成で、議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決となりました。

以上、付託案件の審査とします。

なお、委員会審査の詳細は事務局にあります会議録をご参照ください。

以上で、総務常任委員会からの報告を終わらせていただきます。

議長（石黒永剛君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 4 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び、討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いいたします。

まず議案第 4 号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決でありました。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第4号、姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第12号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第12号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第12号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第13号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第13号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 13 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方、ありますか。

[廣利君 挙手]

議長（石黒永剛君） 廣利君。

4 番（廣利一志君） 三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について反対する立場から討論をさせていただきます。

私は、以下に述べる 3 点から反対の立場を述べさせていただきます。

まず 1 点目は、人口減の進む中、拠点施設のありようが問われている現在、利用者数の減少と経費負担の増加のみを基準として考えていいのか。

2 点目に、地元自治会、住民の皆さんへの協議、説明会の点について、一部自治会に対しての協議、説明会が実施され、残る自治会に対しては、何らの対応もなし、どう考えても中途半端であり、住民の皆さんの声を聞き、向き合うということ、そのことに対して真摯ではないのではないのか。

3 点目に、議会での審議の点について、住民の皆さんの周辺部の声が届かない、それは諦めの雰囲気であったり、どうせ何を言っても変わらない。そういう雰囲気を平成 16 年の 10 年前の諮問委員会福祉施設検討委員会の答申、これのみを錦の御旗にして審議、協議を打ち切ってしまうていいのか。現在の住民の声、この声にこそ、議会は目を本当に向けべきではないのか。

先ほど、言いました周辺部の声、少数者の考えに寄り添うことこそが、今、議会に求められている。そんなふうに、私は考えます。

賢明で良識ある判断をしていただきたい。そんなふうに思いまして、反対をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方ありますか。

[千種君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、千種君。

2 番（千種和英君） 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、けんこうの里三日月における業務のうち、平成 27 年 3 月末日をもって、浴

室を閉鎖することによる条例改正であります。この問題は、旧三日月町時代に源泉施設の新たな改築は行わず、閉鎖する方向で答申がなされ、結論が出ていたようですが、現有施設が利用できる状態であったため、引き続き温泉として運用をしたものと理解しております。

しかしながら、平成 25 年 7 月に源泉地のポンプが故障し、閉鎖か継続かを議論され、ポンプ交換のみで数年間運営できるのであれば、継続するとしておりましたが、源泉の施設の状況を再点検し、考慮すれば、平成 28 年 3 月末日で閉鎖する旨、自治会に伝えてご理解を得ていたと聞いております。

しかしながら今回、再度、ポンプが故障し、かつ、泉源埋設管の改善が必要とのこと、また、泉源湧出量も枯渇に近い状態であり、継続することにより、多額の改善費用と温泉水質により、長年の正常運転が確約できない状況であれば、施設利用者状況と費用対効果を判断し、閉鎖はやむなしと考えます。

けんこうの里三日月の施設活用については、今後、地域住民との協議の中で運用を考えていくことであり、施設の一部である浴室の閉鎖、やむなしの判断は、妥当と考え賛成の討論といたします。

議長（石黒永剛君） ほかに討論はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 総務委員会で行いましたが、本会議で改めて行います。

議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

この条例改正は、浴場を閉鎖するためとしていますが、その閉鎖は、温泉のくみ上げ設備の故障に伴い、温泉が供給できないことによるものであります。温泉の供給即停止は、浴場閉鎖は拙速であります。温泉にかわる効用、例えば、薬草湯、ハーブ湯など、方策を検討してからでも、遅くはありません。浴場閉鎖に向けた三日月連合自治会や地元住民への説明では、一方的に閉鎖の方針を示されただけで、けんこうの里をどう活用するかを協議をされたというものではありませんでした。実際に、今、浴場の閉鎖を広報していますが、休止としてけんこうの里三日月全体の町民の健康増進を図る施設として、今一度、検討する期間を持つべきです。

また、条例に浴場関連の条項を残しておいても、何ら支障ないことからしても、本条例改定は行うべきではありません。

以上、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

〔矢内君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、矢内君。

11 番（矢内作夫君） 議案第 14 号、三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本条例の改正趣旨は、ただ今の反対討論におきましては、地域の拠点施設の廃止のような観点での討論でありましたが、その本旨は、今、施設として利用している温泉風呂部門において、その機能の維持に大きな支障が生じたため、このお風呂部分のみの機能を廃止することが目的の条例改正であります。

今まで、町長より再三にわたり説明がありました。もちろん地域の一部の皆様方の意見としては、ないよりはあるほうがよいとの考え方は、よく理解ができます。

しかしながら、本来、この風呂部門につきましては、今も千種君の討論にもありましたように、合併前、平成 16 年、旧三日月町の方針としては、この施設機能においては、新しく財は投入しないとのことで決定をしていたとお聞きをいたしております。

私は、前回ポンプの入れ替え時に、その考え方においては、もう最後にすべきではないかとの立場も主張したい気持ちもあったわけですが、もう一度だけの思いで賛成をいたしました。

今回、この条例改正に対し、当該地区であります志文自治会の責任ある立場の方に、その考え方をお聞きをいたしました。その方いわく泉源が枯渇したこのような状態の中で、これ以上の投資は、その必要性を見い出せない。町の方針に地元志文自治会は反対はしないとのことであります。

以上の理由から、また、今後の地元の拠点施設のあり方には、地域の方を含め、納得いく十分な協議を願うことを申し上げ、賛成討論といたします。以上です。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって、議案第 14 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 17 号、佐用町教育研究所条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号、佐用町教育研究所条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 18 号、佐用町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 7. 議案第 7 号 町有財産の無償貸付けについて（委員長報告）
日程第 8. 議案第 8 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 20 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 21 号 佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について（委員長報告）
日程第 11. 議案第 22 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 12. 議案第 23 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 13. 議案第 24 号 佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について（委員長報告）
日程第 14. 議案第 25 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 15. 議案第 26 号 佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 16. 議案第 28 号 佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について（委員長報告）
日程第 17. 議案第 29 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第7から日程第17を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第7号、町有財産の無償貸付けについてから、日程第17、議案第29号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてまでを、一括議題とします。

議案第7号、第8号、第20号から第26号、第28号、第29号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 平成27年第65回佐用町議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件について、審査結果を、会議規則第73条の規定により報告をさせていただきます。

定例会において付託された年月日は3月4日、審査年月日は3月17日です。

委員会への出席であります。全委員と議長。当局から、町長、副町長、総務課長、住民課長、健康福祉課長、健康福祉課健康増進室長、社会福祉推進室副室長、農林振興課長、商工観光課長、商工観光課商工振興室長、建設課長。事務局から局長、局長補佐であります。

議案第7号及び議案第8号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第28号、議案第29号、それぞれに関する追加説明を受けた後に付託審査を行っております。

まず、議案第7号、町有財産の無償貸付について。

今回の貸付は、平福にある瓜生原邸を平福文化と観光の会に無償で貸付を行い、地域活性化のために有効活用するもので、貸付条件の内容や他の施設との関連、調整に関する質疑がありました。

主な意見としてはなく、審査結果として、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、町道路線の変更についてであります。

今回の町道路線の変更は、佐用にあります停留場福原線など2路線で、それぞれに佐用川河川改修事業により、起点または終点に変更されるものですが、質疑等はありませんでした。なお、今回は、委員会の事情により現地調査を行っていませんが、事前に現地の確認が十分にできる資料等の追加を求めて審査を行いました。

主な意見もなく、審査結果としましては、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第20号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、子ども子育て支援法が施行されることに伴い、利用者負担基準額が一部変更になるためのものです。

質疑としては、利用者の居住地における徴収実施や開所時間の確認が行われました。

主な意見はなく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて議案第 21 号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてであります。

今回の条例制定は、子ども子育て支援法が施行されることに伴い、保育園の利用者負担額を条例で定める必要が生じたためと、町独自で行う多子世帯に対する保育料の無料化を定めたものです。多子世帯軽減を受ける予定者数や徴収金区分変更に伴う負担増の可能性についての質問が出され、徴収金軽減予定は 362 人であり、区分変更については徴収金が従来と同水準になっている旨の説明が行われました。

主な意見はなく、審査結果として、当委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第 22 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

この条例改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額及び税額軽減時の判定所得額を変更するもので、課税限度額引き上げが影響する世帯数見込みについて質問が出されましたが、これについては 34 世帯程度が予想されるとの回答が行われました。

主な意見はなく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第 23 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、第 6 期介護保険事業計画の策定により保険料率の見直しを行ったものと、介護保険法の改正により条例改正の必要が生じたためのものです。事業計画の策定経過に関する質疑などがありました。

主な意見としましては、計画策定に関して事前の説明が不十分であったことと基本月額が引き上げとなり負担となることから町独自の助成措置の必要性を求める案に対する反対意見が出されました。

審査結果としましては、本委員会では、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第 24 号、佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定についてであります。

この条例制定は、介護保険法の一部改正に伴い、これまでは国が政令で定めていた内容を町条例で定める必要が生じたために行うものです。

主な意見はなく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 25 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、町条例を改正する必要が生じたために行われるもので、主な意見もなく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 26 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例制定も、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、町条例を改正する必要が生じたために行われたものです。

主な意見は特になく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 28 号、佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてであります。

この条例改正は、介護保険法の一部改正に伴い、これまで国が示していた基準を町で定める必要が生じたために行うもので、包括センターにおける専門職の体制について質問が行われましたが、要介護者の増加に伴い医療との連携を考慮し、増員を検討する旨の回答が行われました。

主な意見は特になく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に議案第 29 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正は、農業災害補償法施行規則の改正に伴い、町条例を改正する必要が生じたために行われたもので、共済金額の農家選択方式について質問が行われ、5段階に設定された中から反収を考慮して農家が選択できる旨の内容になっていることが説明されました。

主な意見はなく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、産業厚生常任委員会の審査報告とさせていただきます。

なお、詳細については、事務局にあります議事録のほうの確認をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（石黒永剛君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 7 号から順次、委員長報告に対しての質疑、及び討論採決を続けて行いますので、よろしくお願ひいたします。

まず議案第 7 号、町有財産の無償貸付けについて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、石堂君。

6 番（石堂 基君） 委員長報告の発言の訂正を求めます。よろしいですか。

議長（石黒永剛君） はい。

6 番（石堂 基君） 先ほど、報告をさせていただいた内容で、一部報告の発言訂正を求めます。

議案第 21 号に関する関連で、徴収金の軽減予定者、私、362 人と申し上げましたが 270 人程度であります。それに訂正のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石黒永剛君） 訂正異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） それでは、再度。

議案第 7 号から、順次、委員長報告に対して、質疑、及び討論採決を続けて行いますので、よろしくお願ひいたします。

まず議案第 7 号、町有財産の無償貸付けについて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第7号、町有財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第8号、町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第8号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第20号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 20 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 21 号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 21 号、佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 22 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 22 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 23 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 23 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

まず、前回、第 5 期計画の介護保険料については、保険料の 4 割値上げという大幅な値上げだったとはいえ、保険料の算出のもとになる 3 年間の給付見込み資料を提出し、議会審議を通して、当局提案の 5,200 円を、基準額ですが、5,100 円に引き下げた経過があります。

今回の条例改正案は、介護保険料算出資料の配付がなく、委員会に引き上げ案が提案されました。

議会のチェックをする機会を与えない中で決定するもので、議会軽視であると言わざるを得ません。

2 点目は、今回の介護保険料の月額 5,600 円は、500 円の値上げです。町民の負担を増大させるものであり、認められません。

介護保険料の高騰を抑えながら、介護の提供基盤を拡大し、本当に持続可能な制度とするためには、国庫負担割合を大幅に引き上げるしかありませんが、国会答弁でも厚生労働省は介護保険料に対する自治体の独自減免は、法令上は禁止されていませんと答弁しています。

町は、介護保険料軽減を決断し、一般財源の繰り入れで保険料を軽減すべきです。

以上、指摘し、反対とします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方ありますか。

[加古原君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、今後 3 年間適用される第 6 期介護保険事業計画策定に関連するところが主な内容となっています。

特に、事業運営で重要なファクターでもあります介護給付費の見込みについては、現在、対前年度 3.1 パーセント増で推移していますが、平成 29 年度に至るまでには、居宅サービス費等の顕著な伸びが予想され、介護給付費として約 23 億 2,000 万円まで上昇すると考えられています。

こうした状況に対応するためには、一般会計からの繰り入れを引き続き行うとしても、現在の月額では不足し、要介護者に対する必要なサービスの提供ができない結果をつくり出します。月額の上上げは、加入者負担を求めるものですが、佐用町として、加入者に対して介護に関する安心を与えるためには、事業者として責任ある決定も必要などころです。

月額変更による負担増に対しては、公費による低所得者軽減措置も予定されていることも申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって、議案第 23 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 24 号、佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号、佐用町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 25 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対

する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 25 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 26 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 26 号、佐用町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 28 号、佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号、佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 29 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 29 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって、議案第 29 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
ここでお諮りします。休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。
ただ今から午前 10 時 45 分まで休憩とします。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

議長（石黒永剛君）

休憩を解き、会議を再開します。

-
- 日程第 18. 議案第 42 号 平成 27 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 43 号 平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 44 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 45 号 平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 46 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23. 議案第 47 号 平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24. 議案第 48 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 25. 議案第 49 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 26. 議案第 50 号 平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 27. 議案第 51 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 28. 議案第 52 号 平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 29. 議案第 53 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 30. 議案第 54 号 平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 31. 議案第 55 号 平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 32. 議案第 56 号 平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 33. 議案第 57 号 平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告）

議長（石黒永剛君）

続いて日程第 18 から日程第 33 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号、平成 27 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、議案第 57 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを、一括議題といたします。

議案第 42 号から議案第 57 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。予算特別委員会委員長、西岡 正

君。

〔予算特別委員長 西岡 正君 登壇〕

予算特別委員長（西岡 正君） 命により平成 27 年度予算の審議の結果を報告します。

平成 27 年度予算は 3 月 4 日の本会議で、全員で構成する予算特別委員会に付託されました。3 月 5 日、3 月 6 日の 2 日間、特別委員会を開催し、審議を行いました。

1 日目、2 日目ともに午前 9 時から行い、当局より説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、担当課長、各支所長、内容により関係室長の出席を求めました。

1 日目、3 月 5 日には一般会計を、2 日目、3 月 6 日には特別会計を審議いたしました。

まず、議案第 42 号、平成 27 年度佐用町一般会計予算案から報告いたします。

まず、歳入より質疑を受けました。

5 款、町税では、町民税の個人と法人、減収は個人については人口減が要因だが、前年比 2,400 万円の減。法人については、下げ幅は少ないですけれども 260 万円。27 年度から町民税について、その減収の見込をどう見ているのかという質問に対して、町民税については、均等割で前年に比べて 273 人の減ということで、8,720 人で算定をし、法人につきましては、913 万 9,000 円減というふうに見込んでいるとの答弁がありました。全体としては 278 万 9,000 円の減を見込んでいるという答弁であります。

続きまして、固定資産税も減額になりますが、そこはどうなるのかという質問に対しまして、固定資産税の土地については、今年度評価替えの年で、その評価替えによる変動率 0.974 ということで見込んで、それによる減額が主なもので、家屋についても評価替えによるということの説明がありました。

続いて、10 款から 35 款までの質疑に入りました。

ゴルフ利用税交付金、これが 980 万円から減っているのに対して、佐用町のゴルフ場の利用税が以前は 700 円だが、現在は 500 円、そうした利用税の減もあるし、利用者的人数は適格に把握はしていないが、大きく伸びていないと思っているという答弁がありました。

続いて、地方交付税で普通交付税が増額になっている要因はに対して、普通交付税は、交付税全体において、国においては 26 年度 16 兆 9,000 億円、27 年度 16 兆 8,000 億円と、1,000 億円の減、全体的には 0.8 パーセントの減である。佐用町においての普通交付税、26 年度の最終的な決算額は 53 億 6,666 万 8,000 円。27 年度の見込みが 54 億 1,298 万 8,000 円で、4,632 万円増ということで、0.9 パーセントの伸びです。最終的に 4,632 万円の増になるという答弁でありました。

続きまして、予算上では、普通交付税の地域経済・雇用対策費、それから人口減少等特別対策事業費の確認で、町交付金については二つあり、地方消費喚起型と生活支援型、それから地方創生先行型、予算上はこうなっている。これに読みかえられるのかに対して、消費喚起型と地方創生先行型、それは国の 26 年度補正予算において創設された交付金です。今回の交付金とは関連はありますが、関係はないということでありました。

続きまして、特別交付税の中で、連携中枢都市の都市圏構想の案件も出ているが、特別交付税の中でモデル地区になって先行して姫路市が実施している。その中で特別交付税措置として 1 市町当たり年間 1,500 万円を上限交付されているが、これは特別交付税の中に、今回含まれているのかに対しまして、含まれると理解しているが、定額で毎年度 5 億円程度計上しているの分、特に増額して 5 億 1,500 万円にせず、5 億円の中に含んでいるということでありました。

次、40 款、分担金及び負担金、45 款、使用料及び手数料については、延滞金についての額と、件数の質問がありましたが、ほかはありませんでした。

50 款、国庫支出金なし。

55 款、県支出金なし。

60 款の財産収入から、85 款、町債についてであります。

質疑につきましては、諸収入、雑入、雑入のところで、派遣職員の給与費弁償費があるが、27 年度に予定されている派遣職員の概要に対してはという質問に対して、派遣職員については、にしはりま環境事務組合が 1 人。光都土木 1 人。1 人は研修生なので、2 人のうち、1 人分を予算計上して、そして宮城県山元町へ 1 人派遣しているとの答弁でありました。

続きまして、雑入の成年後見制度利用負担金というのは、名目予算で 1,000 円挙がっているが、26 年度に必要性が生じたので 27 年度に挙げるということなんですかに対して、成年後見制度の利用負担金については、26 年度の予算までは、分担金の科目のほうに名目予算として 1,000 円で挙げていたが、26 年度は、予定はない。27 年度からは、根拠条例等がないので、雑入のほうへ計上している。参考までに 25 年度は 1 件あったという答弁でありました。

続きまして、過疎債の 1 億 1,370 万円のソフト事業分は、歳出のほうのどの部分に充てて、どういう中身なのかという質問に対して、この 1 億 1,370 万円については、農業の担い手確保、姫新線の利用促進事業、外出支援事業、健康増進事業、出生祝金、その他の説明がございました。

以上で、歳入の質疑が終わりました。

これより歳出に入りました。

5 款、議会費には質問はありましたけれども、次に 10 款、企画費、委託料、総合計画策定業務委託料 594 万円、28 年度の債務負担行為合わせたら 1,000 万円を超える町の総合計画の策定委託料ですが、職員でやったらどうかと、委託される理由は何かという質問がございました。当局の答弁は、総合計画というのは、全ての分野にわたり網羅して計画をつくらなければならない部分があり、コンサルに委託をするという計画であり、この 2 年間にわたる取り組み、計画の委託料が合わせて 1,000 万円余りというのは、多いか少ないかというのは、これから十分検証したいという答弁でありました。

続きまして質疑、まちづくり推進費、地域自治包括交付金、13 協議会へ交付されるが、それぞれの協議会がいろいろと協議をし、27 年度新しい事業の取り組みをされると思うが、この 13 協議会、27 年度特筆できる事業等があれば、お示しいただきたいという質問に対して、各地域づくり協議会の代表的な活動が示されました。

続きまして、15 款の民生費でありますけれども、高齢者福祉費の外出支援サービス事業委託料 1,930 万 1,000 円と関連して、外出支援事業助成金 2,001 万 2,000 円という予算だが、減額になっている要因はに対して、外出支援サービス、タクシー関係の事業者に対しての委託料で、若干、数字的にも、年々、下降と申しますか少なくなっている。外出支援事業助成金については、さよさよサービスの助成金です。これについても、利用者につきましては、若干、減っているという説明がありました。

続きまして、予防費、報酬、保健対策推進協議会委員報酬というのが増えているのと、健康増進計画策定業務委託料、これとの関連があるのかに対して、そのとおりですと。平成 27 年度については、健康さよう 21 というのが 10 年前に策定されていたが、その健康増進計画を 27 年度改定する。それともう一つ、町の食育推進計画について同様に、今回、27 年度に見直しをかける。委託料については、それぞれ関係機関等、また町民等の方々に、それぞれアンケートをとって、その後、その動向を見ながら委員さんにご検討いただき、この 1 年間で計画を立てるので、27 年度 350 万円の策定委託料の予算を計上しているということでありました。

次に 25 款、農林水産業費であります。猟犬傷病補償金というのは、どういう性質のものなのかに対して、有害鳥獣駆除活動において、猟犬がイノシシなりに負傷させられたという場合や、また、病気になって亡くなる場合、1 頭当たり幾らということで補償、また治療費をみております。

続きまして、工事請負費、幕山の加工センターの味噌加工室等カビ対策ですが、どのようなことかに対して、27 年度の予算として、ふれあいの里上月、幕山の加工所カビ対策の今現在ある施設の修繕の費用の計上ということであります。

次に 30 款、商工費に入ります。

報償費の地域若者サポートステーション事業相談員謝金はに對して、これは N P O 法人のひめじ若者サポートステーションのほうに委託し、仕事に悩んでいる方を対象に、佐用町へ来ていただいて相談に乗っていただいているという答弁がありました。

次に 35 款、土木費であります。

道路維持費、委託料、除雪及び凍結防止剤配布作業委託料。雪が降った時、町道で金額的には去年と同じだと思えますけれど、十分これで末端まで対応できるのかとの質問に対して、今年度、補正予算で、若干、補正している。雪の降り方で除雪費用が変わるので、不足する時は、補正で対応をお願いするという答弁でありました。

次に、定住促進住宅管理費の中で、人口減少特別対策事業として五反田住宅の改修を行うが、家賃の軽減も一緒に考えたらどうかという質問に対し、家賃の軽減については、今のところ考えていない。

次に 40 款、消防費であります。

高機能消防指令センター総合整備事業費、新年度には 2 億 1,583 万円計上されて、去年もこの項目で、6,200 万円の費用が挙がっているが、全体が分かるように説明をという質問に対して、全体の事業費は、平成 27 年度で 13 億 4,700 万円。平成 26 年度 11 億 8,500 万円。これを 2 年間かけて行う。平成 26 年度は、センターの改修費も入っている。今年度は、このシステム、デジタル関係の管理費であるという説明がありました。

そして、また、その整備されたことによるメリットはに對して、消防力が足りない場合、その場合は、最寄りのところから、また、応援が来るということであるということの説明がございました。

続いて、教育費に入ります。

教育振興費の中の負担金補助及び交付金、子育て支援事業補助金、これは新規事業で、相当額の商品券として出すということですが、副教材については、集金しないというほうがいいのには對して、副教材に見合った補助、商品券での補助、これも一つは関連といえますか、町内での消費を喚起したいことと、町内商工業者への支援ということであるという説明がありました。

続いて小学校費の教育振興費、扶助費、児童就学援助費の 351 万 2,000 円と、中学校費では同じように教育振興費の扶助費 438 万 2,000 円の予算について、状況に合わせて予算化されているとか、子供の数が減っていく中で増えているんですが、実態はという質問に対して、対象の児童は、要保護、準要保護の児童、この生徒によって変わるが、予定しているのが、小学生は 34 人です。この額は、だいたい 1 人 10 万 3,000 円ぐらいになるんですが、最終的に県の予算とも絡んでくるが、町がこれだけ県が半分入ってくるということはない。当初段階では、満額を見込んでいるので、中学生については、中学生 30 人、1 人 14 万 6,000 円ぐらいですという答弁がございました。

次に、公債費、質疑なし。

諸支出金、予備費なし。

質疑を終了し、反対討論もありましたが、平成 27 年度佐用町一般会計予算案は、賛成

多数で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 43 号から議案第 57 号までの特別会計の報告に入ります。

議案第 43 号、平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、審議に入りました。

歳入では、質疑ありませんでした。

歳出では、他会計繰出金についての質疑がありまして、答弁として姫新線の校外学習を利用した補助金、造林業等の補助に繰り出すとのことでありました。

他に質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論なし。議案第 43 号、平成 27 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案については、全員挙手で、原案のとおり可決しました。

続きまして議案第 44 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について報告いたします。

歳出審議では、滞納繰越分は新年度予算に何パーセント予算化されているかに対して、医療給付費については、一般も退職も 24 パーセント計上している。後期高齢者の納付分については 16 パーセントです。

基金について 2,000 万円は、準備基金から繰り入れると思うが、繰入後の残高を聞きたいことに対して、平成 26 年度見込みとして、2,475 万 8,000 円となり、27 年度予算で 2,000 万円取り崩しますと 475 万 8,000 円となります。

準備基金は、保険給付費、過去 3 年平均の 2 分の 1、本年度をベースにすると 17 億円。今聞けば 475 万 8,000 円。危機的な状態ではに対して、国民健康保険は、社会保険等に加入できない方が全員が加入するという収入が安定しない人たちが入り、低所得者の人が多く、制度を維持するのは難しく、今後、方針としては、県広域化するという話が出ているという説明でありました。

他に質疑はありませんでしたが、質疑を終結し、討論に入りました。

反対、賛成の討論はありませんでしたが、採決の結果、挙手多数。議案第 44 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 45 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案では、歳入により、後期高齢者医療保険、前年度に比べて 190 万円減額の理由。加入者の動向等を含めて要因はという質問に対して、昨年は 3,862 人で、5 人の微増となっています。保険税については、広域連合の決定により来ている数字で、若干の所得等の影響ではと判断している。

他に質問はなく、質疑を終結し、討論に入りました。

賛成、反対の討論があり、討論を終結し、採決の結果、挙手多数。平成 27 年度、佐用町後期高齢者医療特別会計予算案は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 46 号、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案の審議を報告します。

前年度比較 4,546 万 7,000 円の増の要因はに対して、3 年に 1 度の介護保険計画の見直しと保険料の見直し、今回、26 年度計画され、27 年度から 3 年間の条例改正で試算させていただいたところです。

その他にも質疑はありませんでした。質疑を終結し、討論に入りました。

反対、賛成ともに討論はありませんでした。討論を終結し、採決に入りました。採決の結果、挙手多数。平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案は、可決されました。

続きまして議案第 47 号、平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、審議に入りました。

歳入審議では、一般会計より 1,000 万円繰り入れられています。入居者の入居料金は、上げないで、やっていけるかの質問に対して、1,000 万円の繰り入れは、ここ数年行って

いる。現在入居者は町内 43 人、町外 3 人で計 46 人です。定数は 50 人ですという答弁がありました。

歳出の質疑はなく、質疑を終結し、討論もなく、採決の結果、挙手全員で、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 48 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案についてでございます。

歳入、歳出では、使用料及び手数料、滞納繰越分、新年度の予算化は何パーセントかに対して、16.6 パーセントとしています。

歳出では、質疑もなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、挙手全員で議案第 48 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 49 号、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について報告いたします。

負担金と滞納関係と未接続についてに対して、当初負担金は割安で、今現在、新規加入は割安がなくなっています。引き続き関係者の方に話をして接続をお願いしてまいりますという答弁でありました。

歳出では、質疑はありませんでした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決に入りました。採決の結果、全員挙手。議案第 49 号、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 50 号、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算を報告します。

使用料、滞納、繰越についての質疑がありました。

歳出の質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第 50 号、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案は、挙手全員で、原案のとおり可決しました。

続いて議案第 51 号、平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案についての審議では、質疑として使用料及び手数料についてに対して、歳入では、今回の使用料の減額については、28 年 1 月より 3 月まで、なゆた望遠鏡の鏡の蒸着作業をするため、ロジック利用の減に伴う使用料減という答弁がございました。

他に質問がありましたが、歳出では質問がありませんでしたので、質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、採決の結果、全員挙手で、議案第 51 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案は、可決されました。

続きまして議案第 52 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案についてご報告いたします。

今年度 144 万円減額になっているが、目玉になるようなことを研究されているかという質問に対して、笹ヶ丘荘に行き、協議をして努力してまいります。

歳出の質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、採決の結果、議案第 52 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案についても原案のとおり、挙手全員で可決いたしました。

続きまして議案第 53 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案について、歳入歳出ともに質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが討論なく、採決の結果、議案第 53 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案は、全員挙手で、賛成で可決いたしました。

続きまして議案第 54 号、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計の報告をいたします。毎年聞くが、財産売払収入、前年度と変わらないが、何か売るために付加価値をつける

ようなことはできないのかという質問に対して、早く売却し、新しい家を建設してほしいと思っている。場所によって、今の状況では希望者が少ない。価格も含めて、見直していかなければと思っているという答弁がございました。

他に質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、採決いたしました。採決の結果、挙手全員で、議案第 54 号、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第 55 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の審議に入りました。

質疑もなく、討論もなく、採決の結果、挙手全員で、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案は、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 56 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の審議を行いました。

質疑もなく、討論もなく、採決の結果、挙手全員で、議案第 56 号、佐用町石井財産区特別会計予算案は、可決いたしました。

次に議案第 57 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案についての審議に入りました。

県事業の絡みの質問もありました。その他、質問もなく質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、挙手全員で議案第 57 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案については、可決いたしました。

以上で、本特別委員会に付託されました全ての案件の報告といたします。

議長（石黒永剛君） 予算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 42 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第 42 号、平成 27 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方、ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 42 号、平成 27 年度佐用町一般会計予算案の反対討論を行います。

平成 27 年度予算案は、学校給食費の無料化を求める請願運動や子育て支援を求めてきた住民の切実な願いに応え、学校給食費の半額助成や、地元産食材の使用拡大、保育園・幼稚園・学童保育の保育料を第 2 子から無料にする。小中学校副教材費相当額の商品券助成の予算化が行われております。これらの予算化は一定評価できますが、予算全体には大きな問題があります。

問題の第 1 は、佐用町は今年、合併 10 周年です。町は、これまで合併 11 年目から普通交付税の大幅な減額が行われるとして行革を進め、町民要求を抑えてきました。しかし、国は合併時点では想定されていなかった支所経費などを交付税に算定し、交付税削減額が 4 割から 5 割程度に緩和される見通しです。これまで合併算定替え終了に備えるとして、積み立てている基金の財源を町民の暮らしを守るために有効に活用すべきです。

第 2 は、町民の暮らしを応援する手だてについてです。国保税や介護保険料・利用料の軽減のために、一般会計からの繰り出しを増やし、住民負担を軽減すべきです。交通弱者の増加が見込まれる中、外出支援サービスさよさよサービスは、社会福祉協議会に移譲されてはいますが、毎日運行すること。福祉タクシーの利用回数制限の緩和など、利用者

の利便性向上と同時にタクシー業者の営業を守るべきです。コミバスは、現行バスの土日運行や全町域を網羅し、公共交通のさらなる充実が求められています。

町営住宅家賃の減額や家賃補助の新設で若者定住促進を図るべきです。

保育士の正規雇用を増やすべきです。保育士の正職員化は保育の資質向上など、職員の職業意識の向上にとって重要です。

合併後、減らし続けられている保健師は、保健・医療・福祉の充実に重要な役割を果たしています。増員を図るべきです。また、特定健診の充実で、健康で長寿を喜べるまちづくりを進めることです。

文化・スポーツの発展を支援するためにも、町民の公共施設使用料は免除するべきです。支所・出張所は、地域で課題解決ができる体制が必要です。

第3は、地域循環型の経済政策を進めることについて、町内商工業者の支援として全国で実効性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度の導入をするべきです。賃金単価を保障し、入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定すべきです。

第4は、産業振興の推進です。農業では農業特産品の育成を強め、JA、県農業改良普及センターとも連携した放棄田対策など実効性のある農業振興への取り組みが必要です。商工業では、商工振興の総合窓口業務は、商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、地元商工業者の声を町の責任で直接把握すべきです。また、中小企業振興条例を制定して、抜本的な商工業者への支援が求められます。

最後に町政運営について、けんこうの里三日月の風呂廃止問題など住民合意の基本的な運営が希薄で、結論を住民に押しつけるやり方は問題です。住民との懇談の場をもうけ住民が主人公の町政運営が求められます。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、子育て支援、農林商工業の振興に不十分な予算であることを指摘して反対します。

議長（石黒永剛君） 次は、賛成討論の方、ありますか。

[小林君 挙手]

議長（石黒永剛君） 小林君。

3番（小林裕和君） 平成27年度一般会計当初予算案に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。

合併後10年、佐用町の行政運営に当たっては、佐用町総合計画、新町まちづくり計画を基礎に、「ひと まち 自然がきらめく共生の郷 佐用～わたしたちの手で作る わたしたちのまち～」将来像に掲げたまちづくりを推進されてきたところであり、結果、各分野においても取捨選択した、公平な施策の遂行により、本町にとって健全な財政運営がなされていることを評価できるものです。

先般の報道においても地方の各自治体が消滅しかねないとの危機感の中、安倍政権は、地方創生を掲げ、特色ある地方の活力を生み出す施策を打ち出しています。

その中で、特に、子育て環境の充実と、地方の雇用への取り組みが重視されており平成27年度佐用町一般会計予算案は、131億4,383万円余りで、前年比3.3パーセント増の予算が組まれております。

特色は、社会状況の変化に伴う若者の流出に歯止めをかけようとする人口減少対策、仕事と子育てが両立できる支援を重点に保育園、幼稚園に通う第2子以降の保育料の無料化への取り組み、子育て支援と商工業者支援をあわせ持つ小中学校の児童・生徒への副教材

費支援としての商品券給付、地域農産物の消費拡大と生産性の向上を目指し、地産地消の促進と農林水産業及び商工業の振興、あわせて子育て支援につながる給食費の負担軽減であります。

また、若者の未婚化を防止し、結婚をすることにより、町内に定住を促していく婚活サポート支援、住環境の整備、雇用支援としての町内で起業、創業する事業者に対する町独自の助成制度、学校等教育施設の安全と充実に向けた整備費を予算化されています。

情報化時代の今日、町内どこにおいても公平な情報サービスが受けられるよう携帯電話不感地域解消に向けてのエリア整備事業費の予算化、夢ある施策として平福地域では、歴史的な町並みの保存活動を長年にわたって実施され、利神城跡の保存と史跡の国指定に向けては、悲願ともいえる懸案事項でありましたが、地道な努力の結果、27年度において国指定推進事業費として予算計上され、具体化できる見込みとなったことは、指定後の史跡整備等により歴史的遺産の保存と活用は観光や地域力の向上を生み出すものであります。

その他、各分野の継続施策の予算計上においても行財政改革を踏まえた事業推進が伺えます。

一方、歳入では、町税が減少の見込みの中、交付税、国県支出金、地方債、繰入金等を活用し、特に、繰入金を財政調整基金の取り崩し1億4,600万円で予算編成できたことは、全体の施策の中において、各部門で取捨選択された予算配分であることが読み取ることができます。

27年度の予算の執行に当たっては、より一層の事業効果と公平な支援により、町民に分かりやすく理解の得られる行政運営を切望して、平成27年度一般会計当初予算案に対する賛成討論といたします。

議長（石黒永剛君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第42号、平成27年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第43号、平成27年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第43号、平成27年度佐用町メガソー

ラー事業収入特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 44 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案 44 号、平成 27 年度国民健康保健特別会計予算反対討論を行います。

国民健康保険税は、3 年前の平成 24 年に平均 10 パーセント、1 万 3,876 円引き上げ、昨年、平成 25 年には 6 パーセント、7,741 円引き上げました。

また、平成 25 年度決算での国保税滞納総額では、5,400 万円余りで、この中には、払いたくても払えない加入者がおられる実態があります。

国民健康保険法は、第 1 条で、社会保障及び国民保健のための制度であること。法第 4 条で運営責任は国にあることを明記しています。

保険滞納者から保険証を取り上げることは制度から排除することであり、本末転倒です。

保険税の強権的な取り立てでなく、生活実態をよく聞き、親身に対応すること。国庫負担を元に戻し、税を引き下げることが大事で国に意見を挙げるべきです。

それとともに町は保険税軽減のために、さらに一般会計からの繰り入れを増やし、保険税を引き下げべき、このことを指摘し、反対します。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方はありますか。

[竹内君 挙手]

議長（石黒永剛君） はい、竹内君。

5 番（竹内日出夫君） 議案第 44 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算では、平成 26 年度当初予算比較で 17.4 パーセント増の事業費が計上されていますが、この多くは医療費の増加に伴う療養給付費が見込まれるものがあります。

国庫などの特定財源による歳入を見込んで不足する額については、自らの基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れなどを行うなど、加入されている被保険者の皆さんが、安心して医療が受けられるものとして編成されています。

以上により、賛成討論とします。

議長（石黒永剛君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 44 号、平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 45 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方は、ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、金谷君。

8 番（金谷英志君） 議案第 45 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の反対討論を行います。

後期高齢者保険料は 26 年、27 年度分、均等割り額で 4 万 6,003 円を 1,600 円引き上げて 4 万 7,603 円に、所得割を 9.14 パーセントから 0.56 ポイント引き上げて、9.70 パーセントにし、最高限度額を 55 万円から 2 万円引き上げ、57 万円にしました。

後期高齢者の医療制度は、高齢者人口と医療費が増えるのに伴い、保険料が 2 年ごとに引き上げになる仕組みです。

年金の引き下げ、消費税率の引き上げなど、高齢者にとって生活が、ますます苦しくなる中での保険料の引き上げではなく、引き下げこそ必要であります。

今年 2 月に開かれた後期高齢者医療広域連合議会には、特例軽減の存続と、保険料の国・県の負担割合を増やして保険料が上がらないよう求める請願が提出されましたが、町長は、この請願に賛成せず、高齢者の負担軽減に背を向けています。

以上、制度の問題点と町長の連合議会での姿勢を指摘して、反対討論といたします。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（石黒永剛君） はい、加古原君。

1 番（加古原瑞樹君） 議案第 45 号、佐用町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の予算額、2 億 9,974 万 4,000 円は、平成 26 年度当初、予算比較でマイナス 5.5 パーセントとなっています。

これに伴う歳入では、保険料や広域連合補助金、保険基盤安定繰入金などの所定の財源が見込まれていますが、さらに不足するものについては、一般会計からの繰り入れを行い、加入者の医療給付を安定的に守る予算となっています。

以上のことから、賛成討論とさせていただきます。

議長（石黒永剛君） ほかに討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 45 号、平成 27 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 46 号、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。

まず、原案に反対討論の方、ありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石黒永剛君） 平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案 46 号、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

2000 年度から始まった介護保険は、平成 27 年度から第 6 期になります。町は、厚生労働大臣が定めた基本指針に基づき、3 年を 1 期とする介護保険事業計画を定めることになっています。全国的に期を経るごとに保険料が高騰しており、各地で一般会計からの繰り入れを行うなどして保険料の値上げを抑える取り組みが始まっています。

介護保険制度は、サービス量を増やせば、保険料や利用料に連動する基本的な矛盾を持った仕組みになっています。しかし、介護保険料の軽減について、一般会計からの繰り入れで軽減することについて、国は禁止していないことが 2002 年 3 月 19 日、参院厚生労働委員会の国会答弁でも明らかになっています。

介護保険料負担が限界に達しています。介護保険料軽減のために、町は一般会計からの繰り入れを決断し、軽減すべきです。

以上、指摘し、反対します。

議長（石黒永剛君） 次に、賛成討論の方、ありますか。

[岡本安君 挙手]

議長（石黒永剛君） 岡本君。

10 番（岡本安夫君） 議案第 46 号、佐用町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の予算では、平成 26 年度当初比較で、事業勘定において、4.8 パーセント増。サービス勘定においても 8.0 パーセント増加となっています。

この多くは、要介護者の需要に伴う保険給付費とサービス事業費の増加が見込まれるものです。

また、本町のように高齢化率が高く、施設が多い自治体は、この傾向は、今後も続くと思われま。

事業及びサービス勘定においては、所定の歳入を見込んでいますが、さらに不足する歳入額については、一般会計からの繰り入れを行うなど、加入されている要介護者の皆さんが、安心して介護サービスを受けられるよう編成された予算となっていますので、賛成討

論といたします。

議長（石黒永剛君） ほかに討論ありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、多数です。よって議案第 46 号、平成 27 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 47 号、平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 47 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 47 号、平成 27 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 48 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 48 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 48 号、平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 49 号、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 49 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 49 号、平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 50 号、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 50 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 50 号、平成 27 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 51 号、平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行います。討論、ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 51 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 51 号、平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
続いて議案第 52 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 52 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決す

ることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 52 号、平成 27 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 53 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 53 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 53 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 54 号、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 54 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 54 号、平成 27 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 55 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について、討論を行います。討論、ありますか。

[討論なし]

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 55 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 55 号、平成 27 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 56 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 56 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 56 号、平成 27 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 57 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石黒永剛君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 57 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石黒永剛君） 挙手、全員です。よって議案第 57 号、平成 27 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 34. 請願第 1 号 米価対策の意見書を求める請願（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 続いて日程第 34、請願第 1 号、米価対策の意見書を求める請願を議題とします。

産業厚生常任委員長から、委員会において審査中の請願第 1 号、米価対策の意見書を求める請願について、会議規則第 71 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の委員会の継続審査の申し出がありました。

審査を付託しております産業厚生常任委員長の発言があれば、許可いたします。ありますか。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 　ただ今、議長のほうから報告をいただいた内容で、請願第1号につきましては、委員会としまして、今回の請願が農地を守る観点から米穀の需給調整を行うとともに、米価直接支払交付金半減措置と米価変動補てん交付金の廃止を関係機関に求める内容でありましたが、紹介議員に対して委員会において現状での米価変動状況や今後の国の制度見込みなどについての質問を行いました。その回答も含め、明確な請願に対する判断材料を得ることが現状ではできておりません。

本委員会では、現状での米価の状況や農業政策の変遷内容などを、さらに詳しく調査する必要があるということで、継続の申し出を行っております。以上です。

議長（石黒永剛君） 　産業厚生常任委員長の発言は終わりました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、請願第1号を閉会中の委員会の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） 　ご異議なしと認めます。よって、請願第1号、米価対策の意見書を求める請願については、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

日程第35. 請願第2号 T P P交渉に関する請願（委員長報告）

議長（石黒永剛君） 　続いて日程第35、請願第2号、T P P交渉に関する請願を、議題とします。

産業厚生常任委員長から、委員会において審査中の請願第2号、T P P交渉に関する請願について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の委員会の継続審査の申し出がありました。

審査を付託しております産業厚生常任委員長の発言があれば、許可します。

産業厚生常任委員長、石堂 基君。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 　今回の請願は、これまでの国会決議に反するT P P交渉が行われた場合に交渉から撤退することを国に求める請願であります。

現状でのT P Pの交渉内容が流動的な点や、過去において平成22年12月、佐用町議会としてもT P Pに反対する決議を行ってきた経過から、さらに慎重な検討が求められるという意見があり、今回、閉会中の継続審査ということで、お願いをしたいと思います。

以上です。

議長（石黒永剛君） 　産業厚生常任委員長の発言は終わりました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、請願第2号を閉会中の委員会の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号、TPP交渉に関する請願については、閉会中の委員会の継続審査とすることに決定しました。

日程第36. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（石黒永剛君） 続いて日程第36、日程第36は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定いたしました。

日程第37. 議員派遣について

議長（石黒永剛君） 続いて、日程第37、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙記載のとおり派遣することにしたいと思えます。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定いたしました。

議長（石黒永剛君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石黒永剛君） ご異議なしと認めます。よって、第65回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会を開催いたしましたころの肌を刺すような寒さもおさまり、佐用の山々には、春の息吹を感じます。

この定例会では、平成27年度予算をはじめ、多くの案件をご審議賜り、誠にありがとうございました。特に、予算特別委員会の西岡委員長、千種副委員長には、大変ご尽力いただき、御苦労さまでございました。

議員各位には、先月、初めてとなる議会報告会の開催を計画し、全議員が一致協力し、

開会することができました。町民の皆さんの評価を得て、議員一人一人に対する期待の大きなことを感じました。

昨年4月、私たちは有権者の信任を受けてから、1年を経過しようとしています。絶えず初心忘れることなく、町政発展のため邁進しようではございませんか。

また、町当局におかれましても、町発展のため一層のご尽力をいただきますことを心からお願いいたしまして、閉会の御挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、3月定例会閉会にあたりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本議会に提案させていただきました27年度、新年度予算をはじめ、多くの議案につきまして、長時間、慎重にご審議いただき、全て原案どおり可決、承認いただきましたことを、厚くお礼申し上げます。

26年度も、あと1週間ほどになりました。この1年間、議員の皆さん方にはいろいろとご支援いただき、また、議員活動にご精励をいただきまして、26年度が無事終了できますことを、大変ありがたく厚くお礼申し上げたいと思います。

こうして27年度予算も可決いただき、また、1年余りかけて整備を続けてまいりました役場庁舎の整備も完了をいたします。

庁舎のそれぞれの事務所、課の移転も全て終了して、もう業務も始まっております。

また、そうした中で、27年度からの職員の退職もありますけれども、異動して、執行体制、また新しく整えております。そうして27年度のスタートを行うための準備も、こうして整ったところであります。

27年度は、佐用町合併して、ちょうど10年という大きな節目の年になりました。また、国においても地方創生という大きな政策が打ち出されて本格的な地方創生戦略が開始をされます。本町におきましても合併10年というものを踏まえて、新しく次の10年に向けた町振興計画、そして総合戦略、地方創生の総合戦略、いよいよ本格的に計画を行い、そして実行をしていくということで、27年度は大変重要な年であるというふうに認識をいたしております。

全職員が英知を絞って、町民の皆さんの負託に応え、町民の皆様の福祉の向上を目指して、さらなる福祉の向上と町の発展に寄与できるように頑張っていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、それぞれ議員活動にご精励をいただき、佐用町発展のために、一緒にいろいろとご意見をいただき、元気に活動いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この後、先ほど申しました、新年度の人事異動、内示を皆さんにお配りして、お知らせをさせていただきたいと思います。

それと同時に、これまで町のために精励をしてくれた職員、ここに出席をしております4名の課長、支所長、今年度3月末をもって退職となりますので、御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

午前11時54分 閉会
